

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO. 44）

（検証対象期間：令和3年4月1日～9月30日）

平成19年5月10日に慈恵病院が設置した「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の令和3年度上半期における運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

1 違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も本部会において個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

2 許可時の留意事項の遵守状況について

（1）子どもの安全確保

対象期間中、特に問題の発生は確認されていない。

① 設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。

② 病院及び熊本市関係職員による会議は、適切に開催され運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（2）相談機能の強化

「ゆりかご」はできるだけ使われないことが望ましく、事前の相談で支援につながるものが本来の目的である。慈恵病院が設置された「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、4月～9月に合計2,771件の相談が寄せられている。また、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図るなど、病院としての相談業務に取り組まれている。

（3）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

3 現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められず、また、許可時に付した上記記載の3つの留意事項についても遵守されている。今後も引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

4 第60回専門部会(令和3年(2021年)4月27日開催)で述べられた主な意見

- ・ ゆりかごへの預け入れ事案は、虐待事案である。親子の両方に接触し、親子の再統合の可否や、他に里親養育等の道を探すべきかの判断をするために、親子に関する事実調査は不可欠である。児童相談所は、親子関係の調整を図っていくための仕事を担うべきである。

- ・ 預け入れ者の匿名性の保証は、あくまでゆりかごへ預け入れる場面でのことにすぎない。預け入れられた子どもは児童福祉法上、要保護児童となるため、児童相談所が保護者を探し、接触することは当然の業務である。慈恵病院には、そのための情報を集めていただきたい。児童相談所は、ゆりかごの事例も、要保護児童として受理した他の事例と同様、粛々と対応していただきたい。

- ・ ゆりかごへの預け入れ事案について、児童虐待防止法に基づき、通告をすることは刑法の秘密漏示罪には当たらない。関係機関に情報提供することは犯罪ではないことは明白であり、このことは専門部会の当初からの一貫した見解である。

- ・ 民事上、ゆりかごが違法と評価されるかは、今後の課題になるだろう。仮に、ゆりかごに預け入れられた子どもが、自らの出自を知ることができなくなったのはゆりかごのせいであるとして、民事上の損害賠償責任を追及する訴訟を提起した場合、ゆりかごによって出自を知ることができなくなったことが裁判所において違法と判断されるかは未知の問題である。

- ・ 権利の主体ではあるが、なかなか主体的に権利を主張できない方の人権を図るという意味では、ゆりかごの問題に関わる大人の責任は非常に大きい。

- ・ 子どもの権利を守るために、国に働きかけ、法律を作るというのは重要で、まずは法的にゆりかごの問題が国会で議論されることが必要である。

○第 6 1 回 熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会
・開催日時：令和 3 年 1 0 月 2 7 日（水） 1 3 : 0 0 ~

（委員名簿）

氏 名	役 職	備考(分野)
安部 計彦	西南学院大学 人間科学部社会福祉学科教授	児童福祉
丸住 朋枝	弁護士	法律
迎田 浩二	熊本県養護協議会副会長 児童養護施設愛隣園施設長	福祉施設
岩井 正憲	熊本大学医学部附属病院 総合周産期母子医療センター講師	小児科
城野 匡	熊本学園大学 社会福祉学部教授	精神科